

小豆島地場産業PR事業 出展者募集要項

小豆島の主要な産業の一つである食品産業の魅力を発信するとともに、関連する企業の販路開拓を支援するため、国内最大級の食品関連見本市「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027（以下「展示会」という。）」に、令和8年度 小豆島地場産業PR事業として、公益財団法人かがわ産業支援財団及び香川県、小豆島町（以下「財団等」という。）が連携し、小豆島ブースを出展します。

1 出展見本市について

【第61回スーパーマーケット・トレードショー2027】

- (1) 主催者 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
- (2) 会 期 令和9年2月17日（水）～2月19日（金）3日間
- (3) 会 場 幕張メッセ
- (4) 来場者 80,922人（複数日来場9,345名含む※前年度実績）
- (5) 特色・特徴
 - ・スーパーマーケット、百貨店、飲食店、卸、食品メーカー等の明確な目的を持った関係者が多数来場します。
 - ・小売業界において決裁権を持つ経営者等を積極的に招待しています。
 - ・試食、試飲や実演が可能です（感染症対策により実施できない場合があります）。
 - ・小豆島ブースを設置して共同出展することにより、来場者の注目度を高められます。
 - ・単独出展と比べ、出展費用を抑えられます。

2 小豆島ブースについて

- (1) 小豆島ブース出展小間数 5小間10事業者
- (2) 出展ゾーン 地方・地域産品ゾーン（日本各地のこだわり食品で構成されるゾーン）
- (3) 1者当たりの展示スペース
 - ・1者当たり1展示スペースの出展とします。
 - ・1者当たりの展示スペースは、1.4m×1.4m程度を想定していますが、小豆島ブースの配置場所やブース内レイアウトによって変わる可能性があります。
 - ・展示スペースの割り当ては、出展者数及び出展商品等を考慮したうえで決定します。

3 募集内容等について

- (1) 出展者数 10事業者
- (2) 出展対象者
 - 以下の要件全てを満たす者とします。
 - ① 町内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、食料品、飲料関連製品の生産、製造を行う者、農商工連携又は6次産業化に取り組む農林漁業者等。
 - ② 展示会出展後も、島外へ自社製品を売り込む意欲のある者。
 - ③ 開催期間中、商品説明や商談のために担当者を出展ブースに常駐できる者。
 - ④ 県税及び町税を滞納していない者。
- (3) 出展対象商品
 - 町内で生産製造加工された商品

(4) 出展者決定

応募多数の場合、審査会を開催し、申込書（出展商品データを含む）等について、出展申込者にプレゼンテーションを行っていただき、審査の上、出展者を決定します。（全体の応募状況、過去の出展回数、出展効果、当日の運営体制、成約状況等を精査して採否を決定します。）なお、審査の経過については通知しないものとし、出展の可否のみ通知します。

※審査会の日時につきましては、後日連絡いたしますが、8月上旬を予定しております。

(5) 出展の辞退

出展決定後は、原則出展の辞退は認めかねます。やむを得ず出展の辞退を認めた時には、財団等で他の出展者を決定させていただきます。

(6) 出展者負担

- ① 出展参加料：88,000円（税込）
- ② 試食用容器、調理器具等（自社ブース持込用）
- ③ 展示台等のリース・レンタル代
- ④ 設備使用による自社ブース電気工事費
- ⑤ 商品・販促資材等の輸送費、旅費、宿泊費等

※共同スペースの電気工事・冷蔵庫・冷凍庫・調理機は財団負担です。

(7) 小豆島町負担

- ① 出展ブース小間料
- ② 小豆島ブース看板等装飾費

(8) 募集期間 令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月15日（水）17:00 必着

4 応募方法等について

(1) 応募書類（各1部）

- ① 小豆島地場産業PR事業 香川県（小豆島）ブース出展申込書（出展商品データ含む）
- ② 添付書類
 - ・企業案内、商品カタログ等
 - ・直近期の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細他）
 - ・直近の納税証明書（町税の完納証明書、県税：県の行う入札参加資格審査等申請用）

(2) 申込先・問い合わせ先

小豆島町商工観光課 産業支援室 酒井 〒761-4492 小豆島町片城甲 44-95
Tel : (0879) 82-7021 Fax : (0879) 82-7028

5 その他留意事項

- (1) 出展者決定後、説明会を行います。（後日個別に連絡します。）
- (2) 提出書類等の返却・返品はいたしません。
- (3) 出展者は、展示スペースを転貸することはできません。
- (4) 出展者は、別添出展規定を遵守していただきます。
- (5) 天災等、不可抗力の事故により展示会会場が使用不可となった場合、又は展示会が中止になった場合、その損害については、財団等は一切その責任を負いません。
- (6) 出展後、出展者は出展報告書を提出していただきます。
- (7) 出展決定後に、出展者の自己都合により出展を辞退する場合は、納付済みの出展者負担金については返還いたしません。